

## 防衛庁の「省」昇格に関する意見書

わが国が直面する各種脅威への防衛態勢の整備や、複雑で不透明・不確実な世界情勢にあって国際平和への一層の貢献が求められ、自衛隊の役割と重要性は一段と高まることは必至であります。

また、大規模災害等の非常事態にも備えておかなければならない現在、防衛庁は、内閣府設置法で内閣府の外局に位置付けられており、大臣が置かれているものの、組織的には内閣府の下部組織であり、主要各国同様、国の防衛の基本的な位置付けとして、防衛庁を「省」に昇格し、安全保障や危機管理に的確に対応できる体制を整備するとともに、国際的にも積極的な役割を果たしていく必要があります。

よって政府並びに国会におかれては、防衛庁の「省」昇格を早期に実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 12 月 7 日

宮城県東松島市議会議長 三 浦 昇

衆議院議長  
参議院議長 様  
内閣総理大臣  
防衛庁長官